

学生・教職員・関係者 各位

新富国際語学院
校長 川畑 進



緊急事態宣言（令和3年1月7日）に伴う措置事項等

1 背景

政府は令和3年1月7日（木）に東京と埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に緊急事態宣言を再発令（令和3年1月8日から2月7日までの1か月間）しました。これに伴い当学院の運営方針を明確にする必要があります。

2 方針

原則として「2020年度新富国際語学院の学年暦」に基づく日本語教育は、予定通りに行います。但し、教職員（常勤、非常勤）及び学生に新型コロナ感染者の発生並びに同濃厚接触者「感染者と対面でお互いに手を伸ばして届く距離（約1m以内）で15分以上接触があった場合」が判明した場合には直ちに一定の期間、臨時休校とします。また、新型コロナウイルス感染予防対策の強化を図るとともに、教職員の勤務体制の軽減化を図ります。

3 体制等

（1）勤務体制

ア 教職員（常勤）の勤務体制は、職場勤務及びテレワーク（在宅勤務：原則週1回）とします。但し、職務上、緊急を要する場合は、速やかに職場勤務に復帰するものとします。

イ 原則として午後6時以降の残業は禁止します。

（2）教育体制等

ア 授業時間も現行（午前中）通りとし、クラスは4クラス編成とします。

イ 関連文書に基づく新型コロナ感染予防対策の徹底を図り、できる限り3密「密閉・密集・密接」の活動を控えます。

ウ 自宅待機の学生で健康上支障が無い場合、オンライン授業又は課題付与（郵送又は電子媒体伝送）を実施します。

（3）濃厚接触者及び感染者発生時の対応手順は次の通りとします。

ア 市役所からの濃厚接触情報又は該当者本人からの同申し出があった場合

該当者の事実確認後、保健所（医療機関）への連絡並びにPCR検査を実施させて、状況に応じて直ちに臨時休校措置（探知日から3日～14日）をとります。この臨時休校の期間・規模については状況を勘案し、その都度決定し、通知（緊急連絡系統）します。

イ PCR検査結果により該当者が陽性と判明した場合、又は学院内に他の濃厚接触者がいる場合
臨時休校（探知日から3日～14日）措置とし、上記同様に通知します。そして濃厚接触者はPCR検査結果で陰性が判明するまでの間、感染者は回復するまでの間、それぞれ出席停止とします。

ウ 感染経路等が明確で、学内の接触者が限定できる場合

同接触者全員がPCR検査を受けるものとし、感染判明後は病院（保健所）の指示に従うものとします。

エ PCR検査該当者全員の陰性が判明、又は教職員及び学生の濃厚接触者がいない場合
臨時休校は直ちに解除します。

4 その他

- (1) 非接触による検温の推進を図る為「サーモグラフィーカメラ」及び「シールド」の導入
- (2) 消毒液、マスクの十分な確保

以上